

# 避難行動要支援者名簿登録のお知らせ

重要

みなさんの大切な命を災害から守るために

東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、この中で安全な避難のため、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

避難行動要支援者とは、災害時に自力で避難することが困難で支援が必要とされる方をいい、その対象となる方は次のとおりです。

## 1 避難行動要支援者名簿の登録対象者

在宅で、災害時に自主避難が困難と確認された次のいずれかに該当する方

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方、要支援者がいる 75 歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険の要介護認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けており、障害等級が 1 級又は 2 級の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級が 1 級の方
- ⑤ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が A である方
- ⑥ 難病患者で重症認定を受けている方
- ⑦ 前各号に準ずる方で、避難支援が必要と認められる方



## 2 避難支援等関係者への名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、災害に備えて、提供の申請のあった避難支援等関係者へあらかじめ提供することによって、避難支援対策に役立てます。避難支援等関係者とは、次のとおりです。

対象となる地区の住民会自主防災組織、警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会など

避難行動要支援者名簿に記載するのは、次の項目です。

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援が必要な理由

なお、避難行動要支援者名簿に登録されたことによって、災害時の支援を保証されるものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありませんので、ご理解をお願いします。

## 3 名簿情報の提供を拒否する場合

名簿情報は、個人の情報です。名簿情報の提供を拒否することもできます。この場合は、「総務課 基地調整・危機管理室」に、「避難行動要支援者名簿情報非同意届出書」の提出が必要となります。

名簿情報の提供を拒否しない場合は、手続きは不要です。

当町では、「避難行動要支援者名簿情報非同意届出書」の提出がない場合は、「同意」したものとみなす取扱いとなりますのでご注意ください。

なお、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を守るために特に必要なときは、名簿情報の提供に非同意の方についても必要な範囲に名簿を提供することがあります。また、「非同意」から「同意」に変更される場合は、総務課基地調整・危機管理室にお知らせください。

お問い合わせ先

上富良野町 総務課基地調整・危機管理室

〒071-0596 上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号

TEL : 0167-45-6980

FAX : 0167-45-5362